

平成27年3月16日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

三重県警察の保護取扱に関する訓令の制定について(例規通達)

対号 三重県警察の保護取扱に関する訓令の制定について(例規通達・平成17年12月27日(生企)第37号

この度、少年院法(平成26年法律第58号)及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号)の制定に伴い三重県警察の保護取扱に関する訓令(平成17年県本部訓令第24号。以下「訓令」という。)を一部改正し、訓令の運用上の解釈及び留意事項を、下記のとおり定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

記

第1 訓令制定の趣旨

警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。)等の規定に基づく保護の取扱いについては、細心の注意を払い、その適正な運用に努めているところであるが、基本的人権に関わる重要な職務であり、その取扱いの手続き、方法等を具体化し、保護に万全を期するため、必要な事項を定める。

第2 解釈及び留意事項

1 この訓令の趣旨(第1条)

警察における保護の対象は、本来、警職法及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。)の規定による保護であるが、実際には児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による一時保護、少年法(昭和23年法律第168号)の規定により同行状を執行した少年の一時収容、少年院法(平成26年法律第58号)第89条第1項各号のいずれかに該当する在院者又は同法第90条第4項の在院者を連れ戻す場合の一時収容、少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第78条第1項に該当する在所者又は同法第79条第4項の在所者を連れ戻す場合の一時収容、売春防止法(昭和31年法律第118号)及び婦人補導院法(昭和33年法律第17号)の規定による引致状又は収容状を執行した者の一時収容、精神保健及び精神障害者福祉

に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）の規定により精神科病院の管理者から探索を求められて発見した無断退去精神障害者の一時保護等の身柄の措置等を行っているので、これらの保護の精神をもって措置することが適当と認められるものについて、この訓令では、その取扱いの手続、方法等について定めるものであることを明らかにした。

2 保護の責任（第3条）

保護主任者には、警察署の生活安全課長（生活安全刑事課長を含む。）をもって充てる。保護に当たっては、警察署における統一的な指揮監督の下に行われなければならないが、原則としては、幹部交番所長を保護主任者とするを想定していないが、特別の事情がある場合には、幹部交番所長に保護主任者の責務を遂行させることを妨げるものではない。

3 保護の着手（第4条）

「取りあえず必要な措置」とは、通常地域警察官によって行われる場合が多いが、取りあえず交番に運ぶ等の応急措置、現場の関係者から事情及び家族等の住所等の聴取、近隣の家族等への引渡し等、現場対応及びこれに直結して行われる必要な措置をいう。これら初動の措置のみによって処理及び解決できた場合を除き、保護した者については、全て保護主任者に報告し、その指揮を受けて処理しなければならない。

4 保護カード（第5条）

警察官が保護に着手して何らかの保護措置をとった場合においては、その全ての者について速やかに保護カードに所定事項を記載し、保護主任者に提出しなければならない。

5 保護の場所についての指示等（第6条）

被保護者の区分に応じ、適切な保護の場所の基準を掲げたものであるが、それら以外に民家、駅構内等現場付近において保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者等の同意を得て、その場所において保護することができるものとし、その者が負傷者、病人、酩酊者等である場合には、必要により医師の診断、治療を求めるよう配意しなければならない。

6 保護室に関する特別措置（第7条）

「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」とは、既に保護している者と同室させることが不適当と認められる者を保護する場合又は迷い人、行方不明者等で保護室の雰囲気になじまない者を保護する場合等をいう。これらの場合には、宿直室、休憩室、少年補導室、事務室等において保護することができる。

7 被保護者の監護（第8条）

- (1) 被保護者を保護室その他の場所において保護しようとするときは、保護主任者は被保護者の監護に当たる警察官（以下「監護者」という。）を指定しなければならない。
- (2) 監護者は、原則として生活安全課員（生活安全刑事課員を含む。）とする。
- (3) 監護者の勤務交替に際しては、被保護者の異常の有無、連絡手配の状況、保管金品の状

況等を関係書類とともに確実に引き継がなければならない。

8 被保護者の住所等の確認措置（第10条）

(1) 被保護者の住所等が判明しない場合において、「必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置」とは、所持するかばん、衣服のネーム、衣服のポケットの名刺、定期券等によって住所等を認知することである。ただし、これらの措置は、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、本人が住所等を申し立てる意思のない場合はもちろん、これらの措置を拒む場合には、その意に反してこれらの措置をとることができない。

(2) 本条以下の「立会人」については、被保護者が女子であるときは、成人女性を立ち会わせるように配慮しなければならない。

9 被保護者の行動の抑止等（第12条）

(1) 危害を防止するため、「被保護者の行動を抑止するための手段」とは、保護の着手、同行等の場合に、本人の暴行を制圧するために、通常、被保護者の腕、肩等を抑える等の手段をいうが、場合によっては、手錠等を使うこともやむを得ない場合もあり得る。ただし、これらの手段は、危害を防止して適切にその者を保護するため、真にやむを得ず行なわれるものであることを念頭に置き、かつ、それらの手段が直接身体について自由な行動を制限するものであり、特に手錠等は被疑者に使用されるものであるという一般の観念を考慮し、その使用は、真にやむを得ない場合に限るものとする。

なお、その使用に当たっては、被保護者が負傷等することのないように留意するとともに、できる限り衆目に触れないよう配慮しなければならない。

(2) 保護着手時又は本署等まで同行する際に、手錠等を使用したときは、保護カードの「保護着手の状況及び保護を必要と認めた理由」欄にその状況を記載すること。

(3) 被保護者の行動を抑止する手段として保護バンドを使用するときは、適正な使用を図るため、保護バンド使用指揮簿により、事前に署長の指揮を受けるとともに、使用結果を報告しなければならない。また、保護バンドを使用した場合には、保護バンド使用指揮簿の写しを添えて、その状況を生活安全部生活安全企画課長を経て本部長に報告しなければならない。

10 危険物等の保管（第13条）

(1) 危険物等の保管については、法令によって所持することを禁止されている物を除き、一般的には相手方を説得して、できるだけ任意に提出させるものとし、正常な判断能力を欠いている等やむを得ないと認められるときは、被保護者の衣服の上から触れ、又は観察するなどの方法によって、危険物等を所持していないかどうかを確かめ、所持しているときは、保管するものとする。この場合においては、身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物の範囲も、事故防止上やむを得ないと認められる危険物に限ることに配慮しなければならない。

- (2) 「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」とは、ポケットに無造作に入れた状態で所持している現金等をいい、これらを保管する場合についても、前記(1)に準じ、できるだけ保管するように努めるものとし、警職法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、その承諾を得て行わなければならない。

11 保護室の掛けがね等の使用（第14条）

- (1) 泥酔又は精神錯乱のため、暴行、自殺等危害を及ぼす事態にある被保護者が監護者の制圧に抗して保護室から離れようとする場合には、掛けがね等を使用し、保護室から離れないようにすることができる。
- (2) 「掛けがね等」とは、掛けがね、止めがね、落しがね等軽易な操作によって使用できるものをいうのであって、威圧感を与えたり、鍵を使用しなければ開けられないような南京錠等は使用してはならない。
- (3) 警職法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、保護室に掛けがね等を使用してはならない。

12 異常を発見した場合の措置（第15条）

- (1) 「発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する」とは、逃亡した者を手配して連れ戻すのとは本質的に異なり、保護を要すると思われる状態のままその場所を離れたとき、その所在を発見して、その者の状態を確認することである。その結果、酔いがさめていた等保護を要する状態がなくなっているときは、それ以上の措置を必要とせず、なお保護の要件を満たしている場合には、新たな保護として着手するものとする。
- (2) 前記(1)により新たな保護として着手した場合、その保護の場所又は時間が前の保護の場所又は時間に近接してなされた場合を除き、新たな保護に着手したときから、別の保護の時間が進行し、前の保護は、保護の場所を離れたときに解かれたものとする。

13 保護室の保守点検（第18条）

保護主任者は、毎月1回、保護室について、外壁、扉、施錠設備（掛けがね等）、内壁、床、天井、照明装置、寝具等を点検し、その状況を具体的に記録し署長に報告しなければならない。

14 被保護者と犯罪の捜査等（第23条）

被保護者と被疑者の取り扱いを明確に区別し、保護に名を借りて犯罪の捜査をすることのないよう、被保護者が犯罪者等であることが判明するに至った場合にも、保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上やむを得ない場合のほか、被保護者について取調べ等をしてはならない。

このことは、訓令第22条第1項の規定による非行少年等であることが明らかとなった場合についても同様とする。

15 児童の一時保護等（第24条）

- (1) 一時保護をした児童、緊急同行をした少年等については、その性格、年齢等からみて保

護室の雰囲気になじまない者もいるので、これらの者については少年補導室、宿直室、休憩室等において保護するよう配慮するものとする。

- (2) 前記(1)を除き、訓令第24条に規定する者については、同行状、収容状等の執行中に一時保護室に収容するものであるから、逃亡されないよう錠の設備を使用することは差し支えないものとする。